「投信取引約款」

新・旧対照表　※赤字アンダーラインが改正箇所

改正後	現　行
幡多信用金庫投信取引約款 **第２章　投資信託受益証券の保護預り取引** **７．（保護預り証券の保管方法および保管場所）** 当庫は保護預り証券について、本章および金商法第４３条の２に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。 ①　保護預り証券は、当庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとします。 なお、自動けいぞく（累積）投資契約に基づき買付けた投資信託受益証券の保管については、第３章に定めるところによることとします。 ②　上記①による混合保管は大券をもって行うことがあります。 ③　当庫は、保護預り証券を当庫名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。 **８．（混合保管に関する同意事項）** 上記７．の規定により混合保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 **１７．（解約等）** (5)　解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。 ①　上記(4)に基づく解約に際しては、当庫の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。 ②　保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。 **第３章　投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引** **２６．（投資信託受益証券の保管）** (1)　この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混合して保管いたします。 (5)　上記(1)から(4)までの規定により混合して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 以　上 （２０２１年　４月改訂）	**幡多信用金庫投信取引約款** **第２章　投資信託受益証券の保護預り取引** **７．（保護預り証券の保管方法および保管場所）** 当庫は保護預り証券について、本章および金商法第４３条の２に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。 ①　保護預り証券は、当庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。 なお、自動けいぞく（累積）投資契約に基づき買付けた投資信託受益証券の保管については、第３章に定めるところによることとします。 ②　上記①による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。 ③　当庫は、保護預り証券を当庫名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。 **８．（混蔵保管に関する同意事項）** 上記７．の規定により混蔵保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 **１７．（解約等）** (5)　解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。 ①　上記(4)に基づく解約に際しては、当庫の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。 ②　保護預り証券のうち現状による返還が困難なものについては、当庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。 **第３章　投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引** **２６．（投資信託受益証券の保管）** (1)　この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混蔵して保管いたします。 (5)　上記(1)から(4)までの規定により混蔵して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 以　上 （２０２０年　４月改訂）

参考

混合…混ざりあうこと、混ぜ合わせること。　　混蔵保管…証券会社などがすべての顧客から預かった有価証券などを混合して保管すること。

現状…現在の状況。　　原状　…初めにあった状態。